

議案第57号

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第24号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和6年8月30日提出

木津川市長 谷口 雄一

提案理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）」の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

木津川市条例第 号

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）

木津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年木津川市条例第24号）の一部を次のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
(掲示等) 第23条 特定教育・保育施設は、当該 特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、 利用者負担その他の利用申込者の特定 教育・保育施設の選択に資すると認め られる重要な事項を <u>掲示するとともに、</u> <u>電気通信回線に接続して行う自動公衆</u> <u>送信（公衆によって直接受信されるこ</u> <u>とを目的として公衆からの求めに応じ</u> <u>自動的に送信を行うことをいい、放送</u> <u>又は有線放送に該当するものを除く。）</u> <u>により公衆の閲覧に供しなければなら</u> <u>ない。</u>	(掲示) 第23条 特定教育・保育施設は、当該 特定教育・保育施設の見やすい場所に、 運営規程の概要、職員の勤務の体制、 利用者負担その他の利用申込者の特定 教育・保育施設の選択に資すると認め られる重要な事項を <u>掲示しなければなら</u> <u>ない。</u>
(電磁的記録等)	(電磁的記録等)
第53条 (略)	第53条 (略)

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項に定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し又は提出したものとみなす。

(1) (略)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製

3～6 (略)	するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法
---------	---------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。